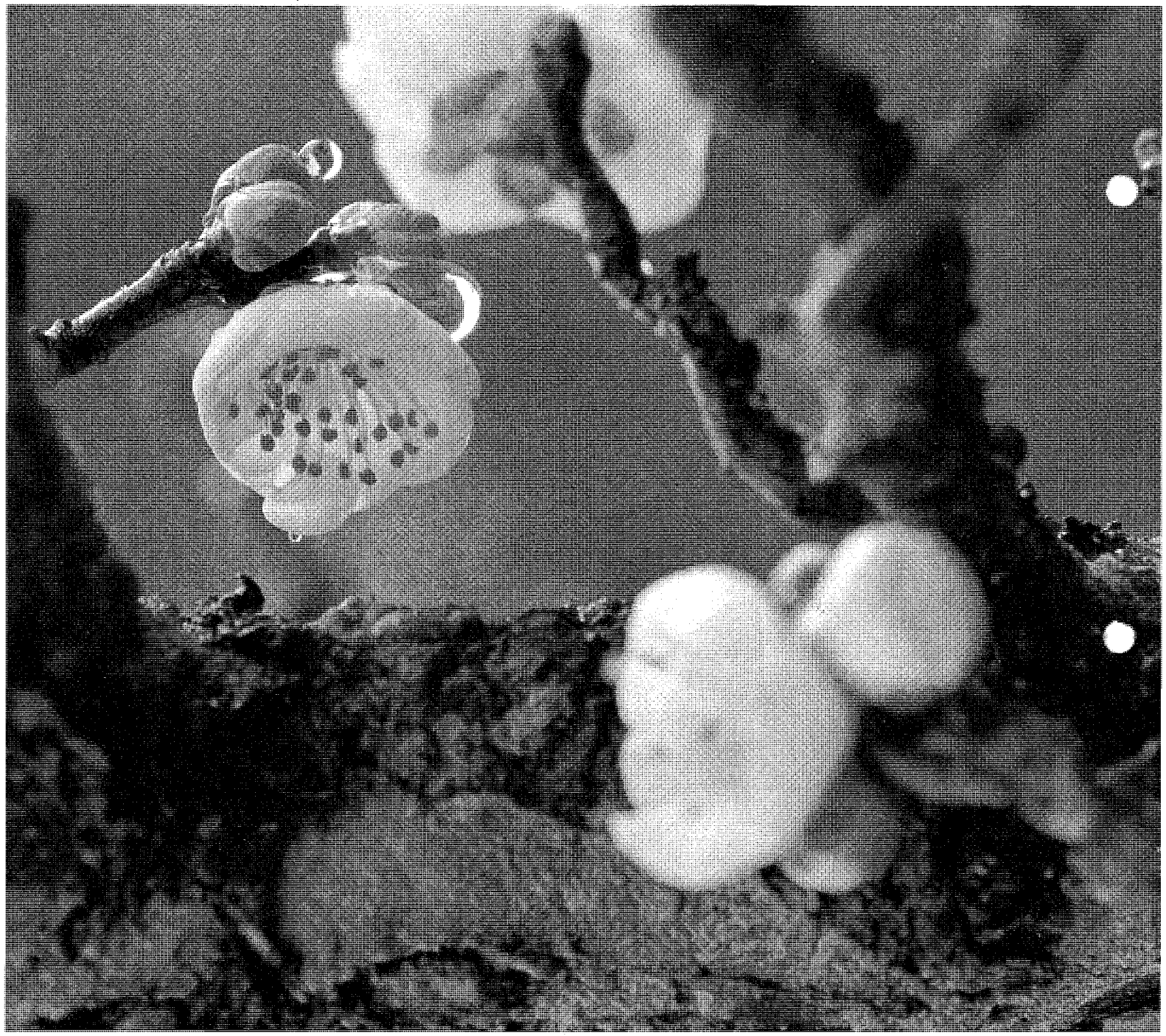


水石

3



特集 漁業被害解決の手引き(その2)
初動対策と権利保全措置

No.437

COLUMN

◆ノースモーキング
 ◆一日四十本というヘビースモーカーが、煙草のほとんどはパチンコの景品で嗜うという。遊んでタバコが手に入り、一石二鳥と自慢する。現代風な行き方である。タバコ税により税収に協力しているのだから、嫌煙権を振り回すのは控え目に願いたいというが、非喫煙者には煙が目にしみるばかりである。

◆飲酒に比べ、喫煙は利点が少ない。「百害あって一利なし」ともいう。肺ガン／食道ガンの一要因であり、ぜん息／高血圧に極めて

悪い。心筋梗塞や不整脈の人には自殺行為だという。他人の吸うタバコからの吸煙も、自分で吸うのと変わりがなく、妊娠中の人の前での喫煙は絶対に避けよという。現代の医学で、この辺りまでの解明が出来た。

◆肺ガンによる死亡者は、戦後しばらく千人程だったが、今は年間二万を越える。大気汚染／職業病と原因は色々だが追跡調査の結果、八十%が喫煙者であり死亡率は非喫煙者の約二倍だという。タバコを十本吸うとガンになり易く、五万本で赤信号らしい。一日二十

本を七年で五万本だ。また、一年にコップ一杯のタールを飲んだ勘定になるともいう。煙草がまずくなる怖い話である。

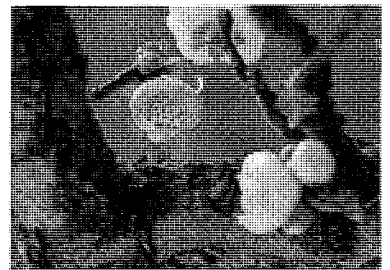
◆昔「一服しましょう」というのは休憩を意味し、仕事の手を休めて茶を飲みタバコに火を点けた。今はモノが豊かになつたせいとか、タラシが無くなったのか、のべつ幕なしに一服している。煙草は単なる習慣に過ぎない。端惑な習慣である。習慣は意思で変えられる。今年は禁煙に挑戦してみてもどうか。煙をこよなく愛する方々に謹んでこれを捧げる。

拓水 MARCH CONTENTS

ESSAY	1
家庭菜園で健康管理を	岡本 敏夫
内海漁保情報	
対人賠償の責任限度額	
特集	2
漁業被害解決の手引き(その2)	
水試ノート	10
アカガレイの胃内容物からみた 摂餌・回遊生態について	
インフォメーション	12
沼島漁協・県下で初の密漁監視レーダーを導入 密漁防止対策への確立へ	
TOPICS	13
・のり消費拡大キャンペーン節分祭を実施 ・節分祭・除災招福祈願祭	
漁海況情報	14
海区漁業調整だより	
栽培漁業センターです 普及員だより	15
イカの話	
旬の美味しい話	16
さばの和風ハンバーグ	
兵庫JCC通信	
・加西市の新ブランド米「根日女のかがやき」 ・「にじの会」が福祉活動奨励賞受賞	
ズーム・沼島を訪ねました	17
ムーブ・島田弁護士協会の嫁さんツアー	
こちら海ですロケだより	
百手の儀式／城崎郡香住町より	

今月の表紙

フォトギャラリー



表紙撮影
綿貫敏彰さん
〈県漁連〉

フォト歳時記

「白梅の花／室津梅林にて」
 万葉人も、清楚な気品を愛でたという。風雅な白い花が、春の訪れを告げていっばいの光を湛えている。

咲き競う花の香りが漂う光琳の世界。
 「梅の古木にはメジロがよく似合う」
 目の白い隈どり、喉あたりの黄色が愛らしく、無心に蜜を求めて小枝を揺する。藪の中にウグイスの声も聞こえる。

菅公を慕い京の都から太宰府へ飛んだという飛梅の伝説。梅には神秘的気高さがある。海に真近い室津の梅林「…ひねもす、のたりのたかな」

表紙写真募集

アマチュアの方で、ご自慢の写真がございましたら、左のように明記して、お送り下さい。写真は必ずご返却いたします。①写真撮影場所②氏名(フリガナ)③郵便番号・住所④自宅電話番号(市外局番号も)⑤年齢・職業

送り先

〒六五二 神戸市兵庫区中之島二丁目
 二一 県立水産会館
 兵庫県漁業協同組合連合会
 指導部指導課「拓水」係宛

家庭菜園で健康管理を

兵庫県内海漁船保険組合

専務理事 岡本 敏夫

大根、蕪、サツマ芋、ジャガ芋、玉葱、ニンニク等、それに中国野菜、チンゲン菜等で随分と多種類の野菜が作れ、楽しんで過ごしてきた。

収穫時期には、知り合い、近所の方々にお裾分けをして重宝がられている。

(自分だけがそう思っているのかもしれないが...) 時には、お菓子、お酒等に化けて我家に帰ってくることを思えば、何か初めから魂胆があり、後ろめたさを感じないこともない。今では畑の芸術品作りと新鮮な野菜を食べること、そして人様にあげておもしろいことと聞いた喜びを考えるだけで気にならないことにしている。

ところで、何ごともそうだが、おいしい物を作って食べることには、それなりの道理と苦勞の積み重ねが必要である。暑い日中、石灰を撒き、鍬で畝を耕す労働は、玉のような汗が滴り落ち、並み大抵の苦勞ではない。野菜作りを始めて、より一貫して努力していることは、農薬を出来るだけ使用しない、無農薬に限りなく近い有機栽培に心がけていることである。

ある農家の畑、約八十坪を無償で借り、(但し水道代のみ負担)野菜作りを始めてかれこれ十年以上も経過しているが、当初より、サラリーマンの運動不足解消、農薬に汚染されない健全な野菜による健康を願って、夫婦円満を願っての野菜作りであった。しかし、今では農家顔負けとまではいかないが、そこそこに腕を上げたものだと自負している。

一畝十二〜十三m程度が十畝あるため、結構作れる。この一年の間に作った野菜は、葉菜類ではキャベツ、ブロッコリー、白菜、小松菜、ニラ、ホウレンソウ、シュンギク。果菜類は茄子、トマト、苺、ピーマン、胡瓜、カボチャ、西瓜、スナック豌豆。根菜類は人参、

裏切らない楽しいものである。ただ難点は、薬剤の散布を出来るだけ控えるため、年中害虫に泣かされていること、これが一番の頭痛の種である。

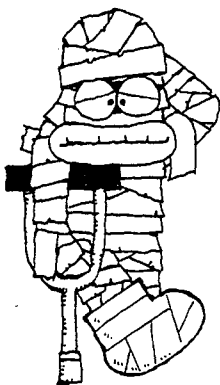
昨秋に植えたキャベツ、白菜、花野菜等完全に害虫に葉を蝕まれてしまい、挙句の果てには、ジャガ芋、人参の葉まで食いぢぎられるが、こちらは根を食べる為、実害はなかった。害虫は、モンシロチョウの幼虫であるアオムシ、ヨトウガの幼虫のヨトウムシ、それにナメクジ等。裏を返せばそれだけ農薬に汚染されていない生物共存の土壌で、安心出来る証かもしれない。

本来野菜は、人間が作るのではなく、自然が作って人間が、僅かなお手伝いをするにすぎない。今や市場に出ている商品は、利潤追求の上に成り立った農薬、化学肥料の厚化粧をした容姿端麗の見栄えばかりの野菜であり、徐々に身体が蝕まれていくとは誰も知らない。昨秋の害虫は、隣の地主さんの畑まで影響が出始めた為、やむをえず結球前に二回程散布したが、すでに手遅れの感で付近の出荷する畑のキャベツの青々とした美しい出来栄とは対照的であった。農家の人も自分の所で食べる野菜は、極力農薬を控え、出荷野菜にはたっぷり薬剤を散布している実情からして、我々人間の体内に毒物が蓄積されつつあることは、間違いないことであろう。我が輩も五十を過ぎて、残りの人生には問題ないとして、若い人は大変だと思おう。

さて、今月は玉葱、春キャベツ、スナック豌豆の手入れとジャガ芋の種蒔きに勤しみ、一時の顔と健康管理を行い、明日への活力源として頑張ろうと思っているのである。

内海漁保情報

対人賠償の責任限度額



責任限度額 (人損+物損)	約8,500万円
(P・I保険、一般損害の保険料)	
5トン未満	保険金額 1億円
保険料	32,395円
	(5年間無事故30%迄割引)
5トン以上10トン未満	保険金額 1億円
保険料	48,615円
	(5年間無事故30%迄割引)

最近、貨客船、タンカー船、遊漁船、レジャーボート等多種多用の船舶の往来で、海上交通は益々輻輳し、その間際をぬっての漁船の操業、航行は非常に危険性が大きい。全国的にも人損事故の発生が多く、保険で十分なる対応をしていない為、高額賠償要求されてもどうにもならないケースが目立ってきている。

船主を保護する船主責任制限法があるので、健全なる漁家経営の為に、限度額までのP・I保険に加入することが一番大事である。

P・I保険(一般損害)の保険料も四月一日から現行より安くなるので、補償保険金額を引上げられ、安心して漁業に精を出していただきたい。

場合、加害船（主としての船長自身に）が、事故を起した事実を認める確認書のことと理解してよいでしょう。現認証は油濁事故に限らず、漁船との衝突事故、漁網を損壊された事故等、いずれの場合にも取得しておくことが望ましいものです。

これは、後に加害船から事故そのものを否定されたり、責任の所在を否定されたりして、因果関係の否認をされる場合の予防の意味が含まれており、衝突現場、座礁現場、或いは最初に相手方船長と対した時等、いずれにしてもできるだけ早く事故直後に取得しておく必要があります。現認証の記載には、次の3つの要件が必要です。

①事故発生の事実の確認、更にできれば当該事故により流出した油の量や、衝突時の状況についての確認
②事故により漁業者に漁業損害を与えたことの確認
③事故の原因が自船にあることの確認（すなわち、責任の所在等）

ただ、相手方船長は、なかなか自己の責任を認めようとしなないことは前回に述べた通りですので、前述のうち、①の事故発生の確認だけでもやむをえない場合があります、この場合は、因果関係の争いは回避できたわけですから、②及び③までの要求に応じない場合は①だけで満足すべきかと思えます。

更に、相手方船長が、そもそも現認証自体にサインをしない場合も考えられますが、（特に外国船のような場合）、その時は、事故の内容を記載し、その記載した文書を受領した旨のサインだけでもしておくことが必要です。いずれにしても現認証取付不可能のような場合には、できるだけの手段を講じて、事故発生の事

実を立証できる証拠資料をとり揃えておくべきです。

現 認 書

○漁業協同組合 殿
平成〇年〇月〇日十七時三十分頃、
兵庫県〇〇沖合NW〇〇マイル付近において本船の操船ミスにより、
のり網を損壊し、漁業被害を与えたことを認めます。
平成〇年〇月〇日
機船〇〇丸船長 〇〇〇〇
（相手船が外国船の場合は英文でもかまいません。現認証はCLAIM NOTICEといえます）

三、証拠の保全

（写真報告書の作成、準備）

証拠の保全とは、後々、加害船側から事実を否認されるのを防ぐために、前記で、前述の現認証が獲得でき、因果関係の問題が起らない場合であっても、被害の規模程度、被害漁網の数量、防除に出勤した人員数、漁船数等につき否認されないよう証拠として残しておくということなのです。

勿論、現認証が獲得できない場合（こういう場合の方が実例としては多いようです）には、この証拠保全は不可欠な作業になります。写真は通常の場合もつとも有効で、被害の程度を視覚的に証明づけるものになりますので担当者はカメラの携行は欠かせません。撮影日時、撮影場所、撮影対象、撮影者、その際のコメント等は後に、写真を特定する意味で重要です。過去の前列では、この写真がなかったために、被害額の立証が疑わし

いとして、相手船に損害を大幅に減額されたこともあり、少なくとも被害の全てを客観的に把握できるように撮影しておくべきでしょう。

又、事故直後は情報が錯綜し、かつ防除作業等に追われるなどして、事件の対応をとかく忘れがちになることがあり、視覚的にとらえられない瞬時の事実、（例えば衝突時の状況など）については、その事実を目撃した者（本人でも、近くにいた僚船でもよい）に、記憶の新しいうちに、事故報告書、目撃報告書等の報告文書を作成せしめておくことも有効です。

次に、この証拠保全が不可欠の要素となってくるのは、船舶を差押える場合の裁判所に提出する証明資料（簡単にいえば、証拠のこと）になるということです。尚、特別の場合にあたると思いますが、因果関係が否認されそうな場合（流出した油と漂着した油が違ふと相手船が主張してくるような場合）で、相手船の所在が現在では判明しているが、近日中に出航して船内のタンク内の油を検体として採取する機会が失われてしまうおそれがあるようなときは、訴訟をおこす前の法律的な「証拠保全手続」がありますので、法律専門家にその手続をとってもらうこともできます。漁業者自身で強制的に乗船して検体の採取などは勿論できないことですので、海上保安部の協力なり、前述の如き、適当な法律的手続の手段をとり得るよう努力することに注意したいと思えます。

四、組合、漁連、保安部等への通報

事故、被害発生の発見者又は当事者は、その規模の大小にかかわらずその所属組合へ、組合は県漁連、全漁連等の系統組

織に事故内容と被害状況を通報することが必要です。これは、単協段階では外国船等の場合では、その権利関係、保険関係、代理店の地位等につきなかなか情報を得ることができないでしょうし、初動体制においてとるべき措置を失念してしまふ場合もあるからで、系統全体の組織力、情報収集力に依存することが最も適切であろうと思えます。

又、原因者不明の油濁事故の場合は、中央の財団法人漁場油濁被害救済基金への通報が義務づけられており、救済金の支給には必要要件になっていますので、事故の場合は、その体制を整えておくべきです。更に、海上保安部への通報も忘れてはならないもので、通常の場合の場合はほとんど犯罪を構成しますので（過失往來危険罪、過失往來妨害罪、業務上過失傷害罪、海洋汚染防止等の法律違反、各県漁業調整規則違反等、多数）、保安部にたいし捜査の着手と救難活動の着手を促す意味をもつこととなります。

海上保安部は海上における陸上の警察と同様の権限を有していますので、保安部の捜査、証拠収集方法、事故に対する処置方法により、漁業損害事件が大きく左右される場合も多々ありますので、連絡は密にし、普段からも、漁連段階を通じて連携ができるような体制を整えておくことも必要です。県、市町村等の関係団



体への通報も当然のことですが、注意すべき点は、事故現場の組合、漁連等における情報窓口の一本化をはかることで、いたずらな情報の混乱を避けるべきことはいくらでもありません。

五、加害船の権利関係の調査

① 船主、船長名の調査

加害船が外国船等の場合は、そもそも誰が船主なのかさえ当初は不明なことが多く、ましてや船舶の利用関係などは判明し得ないことも多いようですが、船舶の差押え等の場合は、少なくとも船舶所有者が誰であるかだけは、絶対に必要になってきますので、海上保安部等への接触で、できる限りの権利関係を調査する必要があります。又、その際注意すべきは、その船舶の船長名です。船長は、船籍港以外においては、船主を代表、代理し、その船舶に関する一切の権利と義務を有していますので、船長名の把握は是非とも必要です。更に、船主の住所地等の調査も忘れてはならず、日本船等のような場合には船舶の登記簿謄本（これは、船籍港の法務局にあり、誰でも入手することができず）や、船主の会社登記簿謄本など（これも本社所在地に法務局で容易に入手できます）も、速やかに入手しておく必要があるでしょう。（各種の登記簿は郵送でもとり寄せることができます。）

② P・I 保険加入の有無及び加入 P・I 保険の調査

前回に述べた通り漁業損害を補償するべき者は、一次的には船主ですが、現実には補償金の支払いをなすのは P・I 保険です。

従って、加害船が P・I 保険に加入しているか、又どこの P・I 保険に加入し



ているのか、その P・I 保険の日本の代理店（後述の代理店とは意味が異なります）はどこなのか等を調査することが何にもまして優先されるべきです。

（注）P・I 保険の日本における代理店には、ドッドウェル、コーンズ、オールなどが有名です。

③ 「代理店」等の意味

次に注意すべきは「代理店」についてです。外国船の場合、日本国内での入出港、その他の手続を代行するため、代理店、エージェント、オペレーター等の名称の者が事故の際に最初に表面化するものがよくあります。しかし、この代理店はあくまでも代理店にすぎないもので、責任を負うとか補償交渉をするとかいった権限は全くなく、この代理店の所在がはっきりしているからと安心することはできません。漁業者としては、あくまでも真の補償責任者は誰なのかということを中心に考えて調査、情報収集にあたる必要があります。代理店を窓口として、船主名、船長名等の情報を入手することは大切なことですが、これも、単なる取次者であるという認識が必要です。（過去には、当初代理店が前面にでてきたため、全ての補償交渉をこの代理店と行ってきたところ、突如として、代理店は取

次のみだと主張され、未解決のまま断念せざるを得なかった事例がたくさんあります。）

〔参考〕便宜置籍船

便宜置籍船（FLAG OFFSHORE VENEZUELA）というのは、簡単にいいますと、実質上の船舶所有者はある国（例えば、日本など）の大会社等であるにもかかわらず、中南米やアフリカ等の遠隔かつ、船舶の運航の法規制が比較的ゆるやかな国々に、形式的な会社を船舶所有者として登録し、船籍港（船舶の本籍地と考えてもよろしいと思います）をその国の都市として、つまり、このように便宜的に船籍を他国に置いて運航されている船舶をいいます。

この便宜置籍船の発生は、三世紀のはじめごろ、主として各国の海運労働組合や、ヨーロッパの船主達の非難から表面化してきたもので、その存在の主な理由は、前述の通り、その船舶の法制がゆるやかであることなどがあげられています。この便宜置籍船の問題は、現在に至るまで、海運経済上の問題として、大いに議論されているところですが、漁業者にとっても、果して真の船主は誰なのか、どのような方法、手続で補償金が獲得できるかという点で悩まされる問題を多く含んでいるといつてよいでしょう。

ただ、漁業者側として、この便宜置籍船の問題を考える際に、最も注意すべき点は、ただ一点、補償金が確実に獲得回収できるかどうかであることと理解する必要があります。つまり、いかに時間がかかって、複雑な手続（例えば、船舶の差押、競売、証拠保全—前述等の手続）をとったとしても、相手である加害船が日本船舶であるとか、外国船でも定期的日本に寄港する船（これを定期船とい

います）の場合は、最終的には、補償金の回収はできることになりましょう。しかし、不定期船で、かつ、この便宜置籍船のような場合は、一度日本国外へ出港してしまえば、補償の担保となるべき財産（通常、その船舶自体が財産価値を有していますので、船舶が担保となります）が何もなくなるわけで、リベリヤやパナマまで追跡して補償金を回収するなどということは、実際上不可能になるという状況になります。

仮に、裁判所で全面勝訴の判決を取っても、その強制執行をするためにアフリカや中南米に行くことはできないでしょうし、又、仮にその国にいても、その船舶がそこにいるとは限りませんし、その、便宜置籍船の船舶所有者たる会社も、前述のように形式的な会社（このような会社を、ペーパーカンパニー、つまり、書類だけの会社といいます。）ですので、何らの財産もないという結果になり、結局補償金は回収できないということになるわけです。

ここに、便宜置籍船等の外国船の場合に対する漁業者側の初動措置が是非とも必要になってくる理由が存在します。

便宜置籍船に対する初動措置の主眼は次の2点に集約されるといってよいでしょう。

- 一）補償金の回収を確実化しておくこと。
- 二）当事者双方で原因、被害額について争いがおこった時に、最終的判断をする裁判所をどこにするかを確定しておくこと。（裁判管轄の確定といえます。外国船の事故の場合は、裁判権が日本の裁判所にあるのか、その船の所属する国の裁判所にあるのか問題になります。後者の考え方を「旗国主義」といいます。）

これらの目的を達成するために、船舶の仮差押、船舶の任意競売申立、保証状の獲得等の措置が必要になってくわけて

六、国籍証書の獲得（事実上、法律上）

船舶国籍証書というのは、船舶を特定するために、その船舶のあらゆる要件が記載された公文書をいいます。これは、国内船、外国船を問わず必ず存在するもので、船舶内に常備していかなければならないもので、事故が発生した場合は、海上保安部、代理店などを通じて、或いは直後その加害船から入手することが必要です。この国籍証書には、船名、船の種類、船籍港、エンジンの構造、船体の総トン数、純トン数、船舶所有者名簿、今後の事件解決にあたって必要となるくるいろいろな情報が記載されています。船主責任制限法による基準トン数も、通常この国籍証書から算出するのが普通です。船舶の差し押え、競売等の場合にも重要な証拠資料として果たす役割は大きいのです。

〔参考〕船舶執行申立て前の船舶国籍証書の引渡命令申請（民事執行法第百五十二条）
従前までは船舶を法律的強制的に拘束する方法としては、船舶仮差押、又は任意競売申立による本差押しか法的手段はありませんでしたが、昭和五十五年に民事執行法が改定され、前述船舶執行をする以前に緊急性がある場合は、当該船舶の国籍証書の引渡しを求めることができるようになりました。

船舶国籍証書は、船舶が航行する際必ず本船内に常備しておかなければならないものですので、この引渡し命令がでないとなれば法的に船舶は動けなくなる効果が

発生します。

漁業者にとってこの方法をとる有利な点は、仮差押の場合の供託金、任意競売申立の場合の予納金（ケースによっては数千万円を供託、予納する必要がある）等が不要であるということです。但し、引渡命令の有効期間は5日間です。この間に、保証状等を獲得する必要があります。

平成〇年（モ）第〇〇〇号

引渡命令

当事者 別紙目録のとおり
債権者らの船舶競売申立前の船舶国籍証書等引渡命令の申立てを相当と認め、下記のとおり決定する。

主 文

債務者は、債権者らの申立を受け、執行官に対し、別紙目録記載の船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書を引渡せ。

平成〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第二十一部

裁判官

（注）当事者目録、船舶目録省略

七、海上災害防止センターとの防除契約

①海上における大規模災害（漁業者にとりては油濁事故等）を防止するため、昭和五十一年海洋汚染防止法が改正され、海上災害防止センターが設立されました。同センターは設立後既に十数年に亘り、全国の大規模油濁事故等で油の防除作業等において多くの効果的な実績を有しています。

②漁業者にとって、同センターの意義は、

加害船舶主にかわって防除作業をしてくれるということ。加害船が外国船等の場合は、有効な防除作業が確実に期待できることとなります。

又、同センターの防除作業にあたっては、漁業者が防除作業実施者となる場合が多いので、漁業者が同センターの傘下に入り、防除契約を締結しておけば確実にその防除作業費（人件費、資材費、車輪、漁船用船費等）を回収することができます。

従って、加害船の責任制限額が少なく、漁業被害がこれを大幅に上回る事例であっても、少なくとも同センターと防除契約を結んでいれば制限額とは無関係に防除作業費のみは別枠で同センターより回収することができ、（契約状の債権です）

③前述の通りですので、大油濁事故が発生し同センターの出勤があった場合、必ず漁業者は同センターと防除契約を最初にとりかわすべきです。事故直後は、契約文書等、単価の決定



等はなかなかできない状況ですので、簡単な覚書又は確認書程度のもので同センターの責任者にとりかわす必要があります。（正式な契約書は後日、事件が一段落した際に作成締結すれば十分です。）

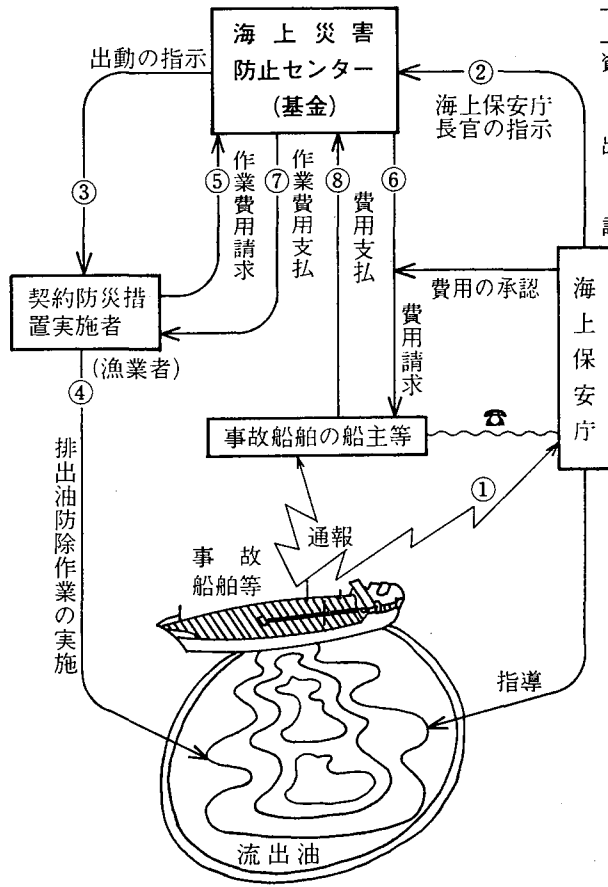
確認書

平成〇年〇月〇日〇〇県〇〇郡〇〇町沖合において、座礁した機船〇〇号事件に関する油防除清掃業務を甲は乙に委託し、乙はこれを受託したことを相互に確認する、防除費の単価、防除作業の内容等細目については後日甲、乙協議のうえ決定し、甲は乙が要した防除作業費を作業完了後速やかに支払うものとする。

平成〇年〇月〇日
甲 海上災害防止センター
防災部長 〇〇〇〇
乙 〇〇県漁業協同組合連合会
及び傘下構成組合

〔参考〕海上災害防止センターの業務
 一号業務 海上保安庁長官指示によるもの
 二号業務 加害船主依頼によるもの

基金	
資本金	3億円
政府出資	2億円
民間出資	1億円
出えん金	4億円
日本船舶振興会出えん	7億円
計	7億円



一号業務
 海上保安庁長官の指示に基づき排出油の防除のための措置を実施し、この措置に要した費用を原因者から徴収します。

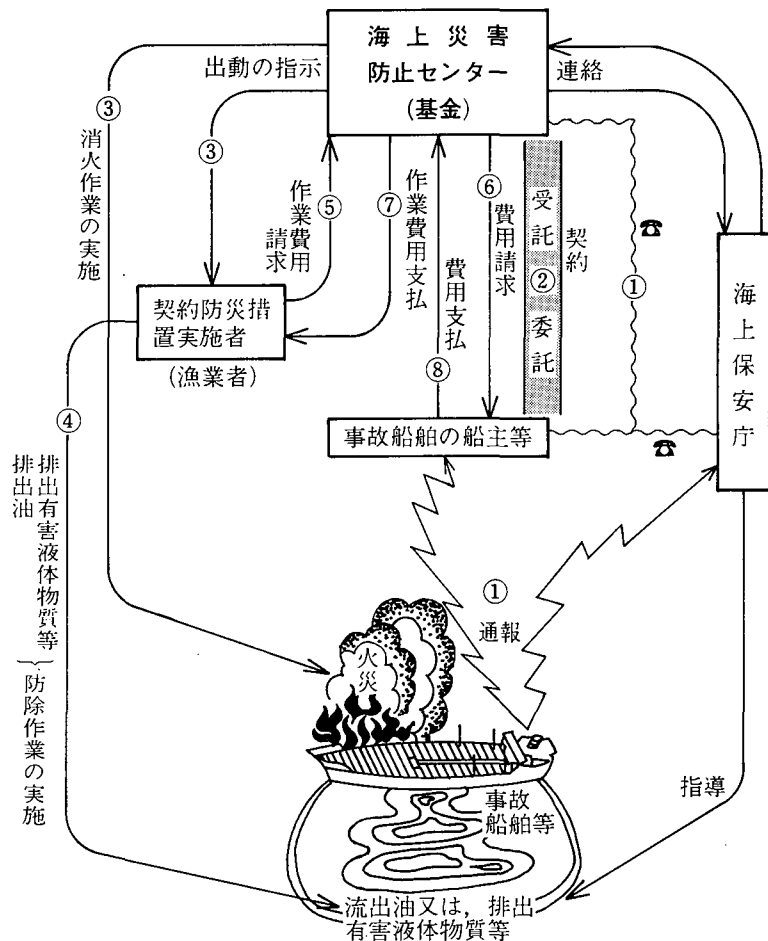
八、保証状の獲得

保証状（英文では「Letter of Guarantee」略称して「L・G」といいます。）というのは船主にかわって、信用力のある者が損害賠償金の支払いを保証するための要件が記載された文書をいいます。保証状の作成者は、加害船のP・I保険クラブ又は、その加害船が取引をしている銀行などの金融機関であることが普通で、（加害船主自身ではありません）

宛先は、漁業協同組合とその傘下構成組合員に対して発行されるものです。保証状は、このように世界的にも信用力があり、所在地も明確で、資産なども十分なもの（前述のP・I保険クラブなど）が、加害船主に代って支払いの保証をするもので、漁業者側の理解としては、資産状態や真の船主などがはっきりわからない加害船につき、大銀行等が支払保証をする文書と考えてよいでしょう。ただ、支払保証をするといっても、保証状

宛先は、漁業協同組合とその傘下構成組合員に対して発行されるものです。保証状は、このように世界的にも信用力があり、所在地も明確で、資産なども十分なもの（前述のP・I保険クラブなど）が、加害船主に代って支払いの保証をするもので、漁業者側の理解としては、資産状態や真の船主などがはっきりわからない加害船につき、大銀行等が支払保証をする文書と考えてよいでしょう。ただ、支払保証をするといっても、保証状

二号業務
 船舶所有者その他の者の委託をうけて排出油又は、排出有害液体物質等の防除、消防船（東京湾に「おおたき」「きよた



き」の二隻配備）による消火及び延焼の防止等の海上防災のための措置を実施します。

の獲得時点では、当然漁業被害額がわからないわけですから、被害調査の進行等により、双方（漁業者と加害船側）実際には、保証状を出したP・I保険）の合意によって決定した金額が終局的に保証されるわけで、争いが生じて合意が得られない場合には、裁判所の判断による金額を支払保証するという意味あいをもつこととなります。保証状は、加害船側の保険会社等が、自発的に発行することはありませぬので、漁業者としては、「保

の獲得時点では、当然漁業被害額がわからないわけですから、被害調査の進行等により、双方（漁業者と加害船側）実際には、保証状を出したP・I保険）の合意によって決定した金額が終局的に保証されるわけで、争いが生じて合意が得られない場合には、裁判所の判断による金額を支払保証するという意味あいをもつこととなります。保証状は、加害船側の保険会社等が、自発的に発行することはありませぬので、漁業者としては、「保

証状交付の要請」を強力になさなければなりません。前述したP・Iクラブに入っている船舶については、要請をすれば最近では、大体、保証状を発行するようになりまして、逃げ切りをはかろうとする外国船等のような場合は、法律的手続きに訴えても、この保証状を獲得しなければなりません。（注）保証状（L・G）に記載すべき要件①②



- ④ 信用あるP・Iクラブ等が船主に代って当事者の合意した金額又は、裁判所の判決した金額を漁業補償金として支払うことを確約すること（支払保証）
 - ⑤ 紛争が生じた場合には、日本の法律によって争点を解釈すること（準拠法）
 - ⑥ 訴訟になった場合は、日本の東京地方裁判所を管轄裁判所とすること（裁判管轄）
 - ⑦ 補償金の確定、支払いは日本円においてなすこと（円建て）
 - ⑧ 法律文書（内容証明、訴状、呼出し状）の送達先を明示し、送達者はそれらの文書を必ず受領すること（受領権限）
 - ⑨ ある者（通常は、P・I保険の代理人弁護士）が間違いなく、事件処理について、加害船主とP・I保険より委任をうけること（委任確認）
- のおよそ、六点が漁業者側として是非記載せしめなければならぬ要件ですが、加害船側からは、次の四点も記載することを要求されるのが普通です。

- ⑩ 保証状を発行する条件として、漁業者側は、加害船或いは、その他の加害船主の持船等を差押えないこと（差押放棄）
- ⑪ 保証限度額を記載すること（限度額）
- ⑫ 責任制限をする権利を留保すること（責任制限留保）
- ⑬ 保証状を発行したことが、直ちに責任を認めたとにはならないこと（責任留保）

⑭ ①については、前述の通り、保証状の最大の目的でありますので、この旨の記載がない場合は、もはや保証状ということとはできません。

⑮ は、例えば、外国船どうしの衝突で、漁業被害が発生したような場合、はたして、事件をその外国船の所属する国の法律によって解釈するのか、日本法で解釈するのか問題になることがあるため、記載しなければならぬわけです。海事紛争においては、加害船のフラッグ（旗―所属国）の法律で事件解決をするという考え方もあり、そうなりますと、漁業損害の算定評価の方法も、過失の判断の方法も異なってくる、いたずらに事件解決が長びくといった状況もでてくることになり、漁業者の納得いく方法で事件の争点を解釈する（つまり、日本の法律で）ことが必要になってくるわけです。

⑯ の裁判管轄については、これも必須条件です。便宜置籍船のような外国船の場合に、日本法で解釈するとしても（前述⑮）どこの裁判所で紛争を解決するのかという問題も当然でてくることになり、リベリアやパナマの裁判所で、日本の漁業者が裁判をするわけにはいかないのですから、裁判所を特定する必要があります。勿論、東京地方裁判所だけでなく、事故現場に近い地方裁判所を記載し

漁業被害解決の手引き

てもよいわけですが、単に日本の地方裁判所というような漠然とした記載方法はよくありません。通常は東京或いは神戸の場合が多いようです。

⑰ の日本円高は当然のことですが（日本の漁業者の被害ですから）これも注意すべき点です。なぜなら、補償金額が確定してから、支払いまでには若干の間がかかり、ドル建、ポンド建等にしておきますと、為替レートの変動で、現実に漁業者が受領する現金が目減りすることもありうるからです。更に⑱には保証最高限度の記載をしますが、同じように為替レートの変動で、とれるべきものがとれなくなるといった現象も考えられますので注意すべきでしょう。

⑲ の法律文書の送達、受領については、一見さして重要でないと考えられがちですが、手続的な面では極めて重要です。

P・Iクラブが保証状を出し、裁判管轄も日本の地方裁判所と決めても、裁判が開始するには、被告である加害船やP・Iクラブに漁業者側の訴状が送達されなければなりません。従って、外国船の場合、外国まで送達していたのでは、大変な時間と労力が必要になり、訴訟の土俵に乗るまで半年、一年と時間を経過してしまうこともあります。従って、送達先としてP・I保険の代理人たる日本在住の弁護士を明記しておくことが必要になります。弁護士がまだ相手方において選任されていない場合は、保険代理店等（担当者の氏名までも記載しておいた方がよい）でもかまいません。この法律文書の送達は、後述する時効の中断（請求権を時効で消滅させないこと）の際にも必要です。内容証明郵便一本で時効の中断はできませんが、この宛先を明示せず、又相手方が受領を拒否した時などは、時



効が完成し漁業補償の請求権がなくなってしまうことになり、ゆゆしき事態になりますので注意しましょう。

⑳ の委任確認は、事件を解決するまでにさまざまな交渉がなされていくことになり、その交渉権限を有している者を確認しておくことに意味があります。通常は弁護士が記載されることになりましたが、この記載があつてこそ漁業者は安心して、交渉を進めることができるわけで、その弁護士が前述した代理店の如き単なる窓口、取次者ではないことを確認するわけです。

㉑ は通常の保証状には常に記載されます。P・I保険としては、多大な責任を以って保証状を発行するわけで、終局的には金銭的負担を認めることになり、そのひきかえに、加害船主の資産（その船舶やその他の船舶・資産）の差押えなどの権利を放棄してもらいたい旨の要望があることは当然で、漁業者側としても、支払の保証があり、最終的には保証金の回収ができるわけですから、差

押放棄は約束してもかまわないことになり
ます。

④保証限度額は、事故直後でもあり、
なかなか被害額が確定できませんので記
載しない場合もありますが、通常は一応
の金額を明示することが適当です。その
際、漁業者としては、見込まれる最高の
金額を相手方に伝達し、要請することが
必要で、多少、多めの金額を提示するの
が普通です。ただ、この限度額はP・I
クラブがその金額を支払うということでは
なく、その金額を上限として、双方で
合意、又は裁判所で認められたそれ以下の金
額を支払うということで、この④の金額
は、直接に補償額となることではないこ
とを記憶して下さい。従って、相手方と
しては、過去の前例からみますと、大体
漁業者側の提示する金額をそのまま限度
額として記載するのが実情です。

①あらゆる海難事故は、船主において
その責任を制限することができませんので、
この記載は漁業者としてやむをえないと
理解するべきでしょう。ただ、責任制限
をしますと、責任限度額が決定されま
すので、④との関連で、P・Iクラブ等が
支払保証する金額は④の金額か①の責任
限度額のいずれか低い方になり、その旨
の記載がこの部分で明記されることもあ



りますが、これもやむをえません。⑤の
金額の明示がない場合には、⑥において、
「責任制限限度額を上限として支払い保
証する」という文章になることがありま
す。

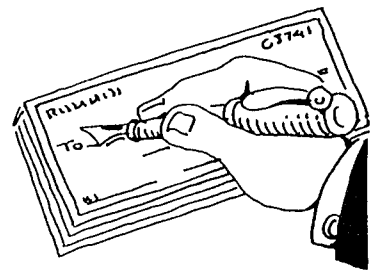
⑦保証状は、通常、事故直後或いは、
加害船の出航する以前に入手することが
多いため、発行する側においても、事故
の責任が自船にあるかどうか(衝突等の
場合)わからないままに発行するわけ
すから、後に、事故原因が自船に全くな
いということが判明した場合は、補償金
を支払う必要がないわけですので、保証
状は意味をもたなくなる場合もあるため、
この⑦の記載がなくなるのです。漁業者
としても、無過失が証明された船舶側か
ら補償金を獲得することは法律的にもで
きませんので、この⑦は通常の保証状に
記載されるのが普通で漁業者としても了
解しなくてはなりません。

以上のように保証状の記載要件はいろ
いろありますが、ケースバイケースで
獲得できる保証状をまず獲得しておく対
応が必要でしょう。

但し、加害船が沈没してしまい、かつ、
船主が一杯船主であった場合などは、P・
Iクラブとしては差押えの危険がないた
め漁業者として保証状を獲得することが
困難になり、結局保証状なしで示談交渉
をするといったケースも多くみられます。

九、前渡金の獲得

前渡金というのは、事件の最終解決に
至る前に、仮払いとして、ある一定金額
(内金としての意味)を先払いしてもら
う性質の金員で、過去の前例では、よく
この要求を行い、かつ実際に獲得した例
もありましたが、最近では余り例をみま



せん。(特に外国船の場合です。日本船
でかつ、ジャパンP・Iに加入し、当該
船舶の船主がしっかりしている場合には、
最近でも、多々前例があります。) 尽大
な被害を発生せしめる大海難事故が起
りますと、その防除清掃作業費や、当座
の生活費に充当するための費用が業者
にとっては是非とも必要になることが多く、
事件解決までに数ヶ月、数年を要する長
期の時間がかかりますと、再生産のため
の資金不足になり、最終解決時点まで、
待ってられないほど、漁業者がひっぱ
くすることがあります。このような場合、
よく、県や漁連等の行政ベースで、緊急
融資をする例がありますが、あくまでも
これは、事件当事者とは無関係ですので、
ここに漁業者として、加害者側から内金
を前払いしてもらいたい旨の強い要望が
でてくることとなります。しかし、前述
の通り、外国船などの場合は、よほどの
ことがない限りこの前渡金(英文ではA
DVANCEといいますが)を支払う姿勢
は示さないことが普通です。

ただ、漁業者としては、一応建前とし
てはこの要求はしてみるべきと考えます。

十、時効中断

不法行為(前回)による損害賠償請求

権は事故発生後三年間で、時効にかかり
それ以降は請求権は消滅することになり
ます。(民法第七百二十四条)
どのような請求権であっても何の手續
きもしないままに放置しておくとその権
利失う(すなわち、時効で消滅する)こ
とになるのが、現在の法律の規定になっ
ています。

海難事故による漁業補償の請求権につ
いても全く同様のことがいえるわけだ
が、ただ、一般の損害賠償請求権の消滅時
効と異なるのは、その期間(前述の三年)
が大幅に短縮されていることが重要だ
す。

(注) ☆商法第七百九十八条

「短期時効」共同海損又は船舶ノ衝突
ニ因リテ生シタル債権ハ一年ヲ経過シタ
ルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ共同海損ニ付テハ其計算
終了ノ時ヨリ之ヲ起算ス

⑧民法第七百二十四条

「損害賠償請求権の消滅時効」不法行
為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ
其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタ
ル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効
ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年
ヲ経過シタルトキ亦同シ

従って、④により、船舶の衝突によっ
て生じた損害賠償の権利は一年で時効消
滅することになります。典型的な例は、
漁船と貨物船が衝突し、漁船が沈没して
損害を受けた場合、一年間何もしないで
放置しておく、そもそも損害請求の権
利が失われてしまうということになりま
す。頭書に「短期消滅時効」と記載があ
るように、通常の場合に比して、極めて
短い期間に権利が失われてしまいますの
で注意が肝要です。このような短期消滅
時効が特別に規定されたのは、海上事故
の場合は、衝突の原因に関する証拠など

のこん跡が全くなく、(交通事故のスリッ
プこんのようなもの) 証拠保全も容易で
ないこと、又海上企業は比較的定型的な
形態で運営されているので、損害額の確
定も他に比べて早くできることなどがあ
げられています。

しかし、④商法第七百九十八条はあく
までも、「船舶衝突」に限られています
ので、座礁事故やバルブ操作ミスには適
用がないと考えられます。従ってその場
合は⑤の民法第七百二十四条の三年が消
滅時効の期間となることとなります。

尚、因みに、船舶衝突の一方の船舶が
公用船(例えば、水産庁の試験船、海上
自衛隊の巡視艇等)の場合は、この規定
は適用されず(船舶法第三十五条に規定
されています)一般の三年が消滅時効の
期間となります。このように、衝突事故
による漁業補償請求権は衝突の場合は一
年で消滅するわけですが、漁船が当事者
とならない船舶どうしの衝突による流出
油で、漁業者が油濁被害をうけた場合、
これも一年で消滅するのは、座礁事故や、
バルブ操作事故の場合に比べていかにも
おかしいことから、漁業者以外の船が原



因となつているときは、仮に衝突事故で
あつても、三年と解釈するべきである
という考え方が発生します。そもそも、漁
業者にも全く過失がないこと、一般に漁
業被害は尽大で、その被害額も早期には
確定しにくいこと、座礁と衝突で時効の
差がでるのは合理的とはいいがたいなど
の理由で、油濁事故の場合は、三年を時
効時間とみるのが妥当であろうと思ひ
ます。ただ、実務上の処理としては、未
だ争いがありますので、万全を期して、
漁業補償請求権は一年で時効にかかると
いうことを念頭に置いて、後述する時効
中断の手續きをとる必要があります。

〔時効中断の方法〕

前述の通り、事故後一定期間(一年又
は三年)に何らかの請求手續きをしない
と請求権が消滅します。この「手續」
をする必要があります。これを時効の中
断といひます。

時効中断は、漁業者にとって初動対策
ではありませんが権利保全の措置とに不
可欠な手續です。

尚、時効の中断というのは、一時進行
を中止するというのではなく、中断時

点から、再び同じ期間が時効完成には必
要だということですので注意しておきま
しょう。

① 時効中断書の作成

時効は、事故直後に加害船から、時効
の利益は放棄するという一札をとって
いても無効です。これは、債務者保護の
発想からきているといわれています。従
て、通常の漁業補償の交渉の場合は、一
年近く時間が経過した時点で、漁業者と
加害船側との合意により、すでに経過し
た時間の利益を放棄するという文書を交
換するのが普通です。これを「時効中断
書」又は「時効利益の放棄書」といひ
ます。

尚、事件が何年にもわたつて解決しな
い場合は、この時効中断書を何回も作成
する(一年毎に)こととなります。

時効中断書

○漁業協同組合外三組合
及び該組合傘下各構成組合員殿

記

平成〇年〇月〇日〇〇県〇〇海峽
において発生した機船〇〇〇〇号
と機船〇〇丸との衝突事故により〇
〇〇〇号より流出した油のため貴
下らが蒙った漁業損害の賠償請求に
関し、本書作成者たる前記両船舶主
代理人は、衝突事故発生後現在に至
るまで経過した時間の時効の利益を
放棄し、示談解決に努力することを
確約する。

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇号船主代理人

弁護士 〇〇〇

〇〇丸船主代理人
弁護士 〇〇〇

② その他の方法

時効中断の方法が①のような相手方の
合意が得られないために不可能なときは、
一般原則にのっとり、「法律上の催告」
をする必要があります。第一にするべき
は、内容証明郵便をもって、相手方に補
償金の支払いを催告(督促すること)す
ること、時効が中断しますが、これも
六ヶ月間だけ中断するだけで、六ヶ月以
内に事件が解決しない場合は、訴訟の提
起等、裁判上の手續をとらなければなり
ません。(かつ、この催告は一回しか有
効でない、六ヶ月毎に内容証明郵便
を送つても二回目からは法律的には
全く意味をなさないものになります。)

前述しましたが、保証状の記載要件のう
ちで、内容証明郵便の受領を拒否されな
い状態を作っておくことの重要性がこ
こにおいて判明します。

尚、相手船側が海難審判がでるまで、
補償についての回答の猶予を求めている
時は、その期間は「催告」が継続してい
るとみなされますので、時効が完成する
ことはありません。しかし、審判がでて
から、六ヶ月以内に法的手續きをしない
と、前述の通り、補償請求権は消滅しま
すので、注意するべきでしょう。法的手
続というのは、訴訟の提起、支払命令の
申立、調停の申立等の手續きをいひます
が、詳細は法律専門家に問い合わせるべ
きでしょう。

時効の問題は、このようにそもそも
権利消滅という重大問題を含んでいます
ので、漁業者としては、補償交渉を継続
しているからといって、損害額の多寡の
みに気をとられないよう注意するべきで、
特に便宜置籍船等の外国船の場合は、当
初から時効の点を意識しておくことが望
ましいと思ひます。

漁業被害解決の手引き

アカガレイの胃内容物からみた 摂餌・回遊生態について



兵庫県の日本海側で漁獲されるアカガレイは昭和五十六年の四千八百トンを最高に、急激な減少の傾向にあり、平成四年では五百八十トンと十年程の間に約十二%の漁獲量になっています。しかしアカガレイの資源や生態、漁業との関わりについての資料が乏しいため、現在の段階ではこの漁獲量の減少について明確な

答えを出せないのが実情です。そこで但馬水産事務所試験研究室では、平成三年度からアカガレイの資源や生態の調査を開始しました。調査はまだ二期目の途中ということで、十分なデータが揃っていませんが、今回はその結果の中から食性調査の結果について紹介しようと思います。

水産試験場等で行う様々な資源調査の一つに食性調査があります。これは調査対象魚種の胃の中に、何が、どの様な状態で、どの程度の量が入っているかを調査するものです。これらの調査は直接、資源の状態に結びついてくるわけではありませんが、その魚種の生息域や移動・回遊の状態を知るうえで、重要な項目となります。

まず、調査の方法ですが、平成三年九月から平成四年五月にかけて毎月一回、底曳網で漁獲されたアカガレイの全長、体重等を測定した後に、胃を取り出し、胃内容物の重量を測定し、その種類を調べてみました。

図一に調査魚を雄成魚、雌成魚、未成年魚(雄、雌を含む)の三種類に分けて、その空胃率の月変化を示してみました。

NOTE

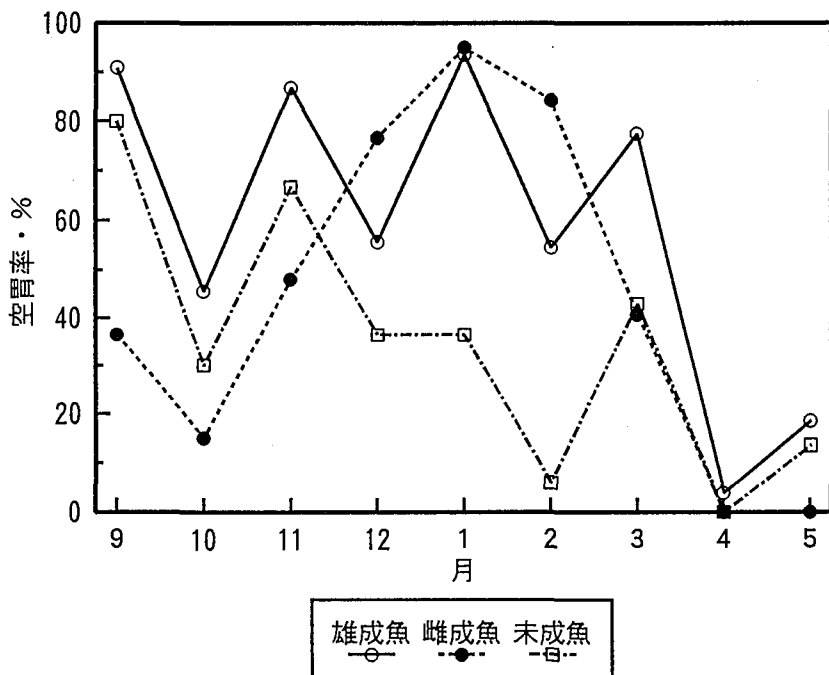


図1 空胃率の月変化

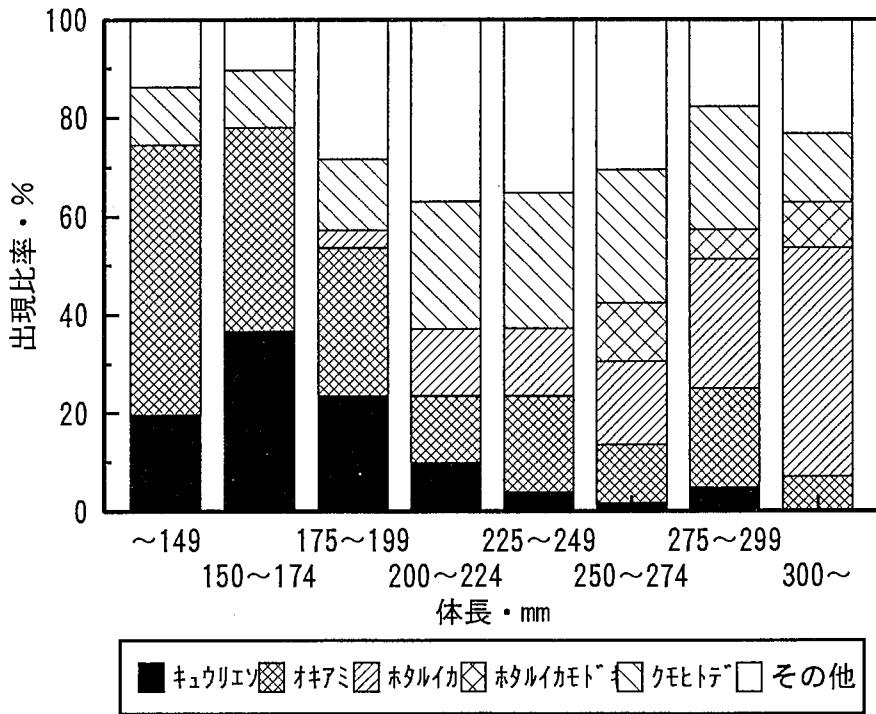


図2 胃内容物の出現比率（体長別）

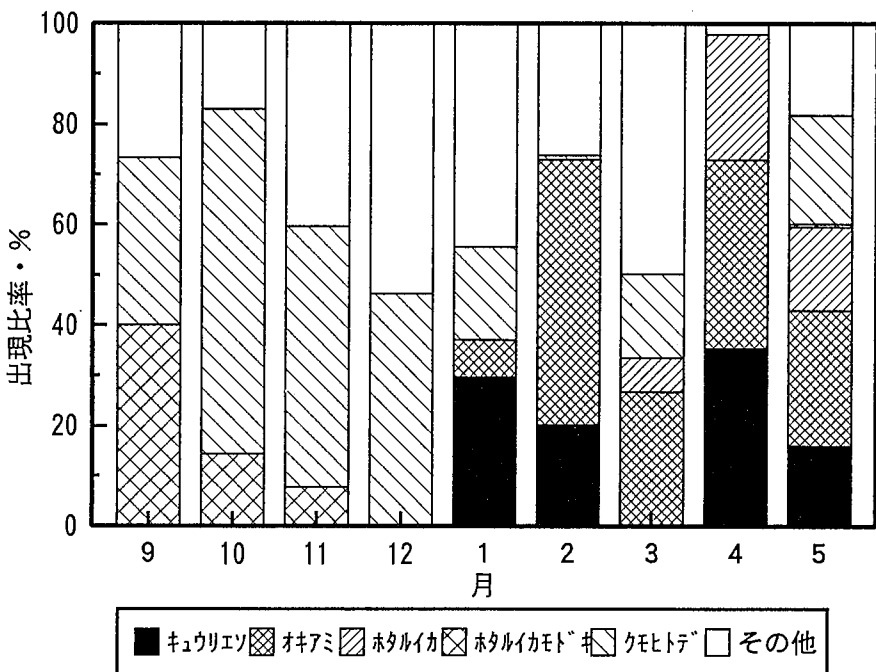


図3 胃内容物の出現比率（月別）

空胃率とは、ある集団の中で何も食べていない個体の割合のこと、仮に空胃率九十%とすれば、その集団の内の九割が何も食べていないこととなります。

図一から特に大きな傾向がみられたのは雌成魚です。十一月にかけて空胃率が徐々に高くなり、二月以降は逆に減少し、四、五月にはかなり低い値となっています。雄成魚や未成魚については、はっきりとした傾向は見られないものの、四、五月は雌成魚と同様にかなり低くなっており、雌雄の区別なく四、五月は摂餌し

ている個体の割合が高くなっているようです。アカガレイの雌成魚は十一月以降、卵巣が非常に大きくなり、冬季の二、三月にかけて産卵を行います。産卵期にあまり摂餌しないのは、極端に肥大した卵巣が他の内臓を圧迫し、餌を食べられる状態でないのではとも考えられます。

次に、図二に魚体の大きさに別は何を摂餌しているかを示してみました。胃内容物は単純に一種類のみということがないので、とりあえずある個体が最も多く摂餌していた種類をあげてみました。図の

左から順に体長が大きくなっていくわけですが、体長二十センチ以下ではキュウリエソ、オキアミの占める比率が高いようです。それ以上ではホタルイカが摂餌されるようになり、二十五センチ以上（雌成魚）になるとホタルイカモドキ（ホタルイカよりやや大型で沖合性のイカ）も摂餌されるようになります。またクモヒトデ（俗に五本足と呼ばれている）は体長の大小に関わらず摂餌されているようです。

さらに月別に摂餌の状況を図三に示し

ました。漁り始めの九月にはホタルイカモドキの出現比率が約四十%と高く、十一月にはこれが徐々に低くなり、かわりにクモヒトデ等の比率が高くなります。一月からはオキアミやキュウリエソの比率が高くなり、三月にはホタルイカが見られ始めます。特に四月にはキュウリエソ、オキアミ、ホタルイカの三種で九十%以上を占めています。また、ホタルイカについて言えば、体長二十五センチ以上のほとんどの個体が摂餌しており、雌の大型個体ではホタルイカ三、四尾を丸飲みしているものも見られました。

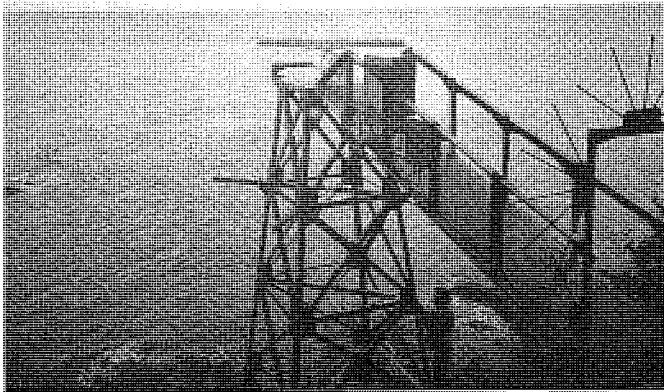
今回の調査では、魚体測定とともに、底曳網漁船の操業日誌の記載も依頼しました。その結果、漁り始めの九、十月にかけては水深四百～五百m以深の漁場でよく漁獲され、雌成魚の成熟が高まるにつれて水深二百～三百m程度のやや浅い漁場で漁獲されていることが判りました。これらの結果から考えると、アカガレイの雌親魚は秋から冬にかけて沖合のホタルイカモドキやクモヒトデ等を摂餌しつつ、卵巣の成熟とともに接岸します。この間、徐々に摂餌の回数が少なくなり、二、三月には産卵を行います。産卵終了後はしばらく浅所にとどまり、ちょうど同時期に来遊してきたホタルイカ等を活発に摂餌して、体力の回復に努めるのではないのでしょうか。

今回は夏季の標本がないため、一年を通じての摂餌・移動は把握できませんでしたが、しかし、今後は更に資料の蓄積を図り、雌成魚だけでなく、雄成魚や未成魚を合わせた詳細な移動・回遊状況を検討し、資源・生態の解明に役立てられればと思います。

（但馬水産事務所試験研究室 長浜）

沼島漁協・県下で初の
密漁監視レーダーを導入

密漁防止対策への確立へ



レーダー施設
沼島周辺海域の監視がクリアーにできる

密漁自体が問題とされるようになったのは今に始まったことではない。一般の密漁者による密漁や漁業者が正規のルートを通さずに流通する密漁者は昔から問題とされ、現在でも各地区において密漁の発生はあとを立たない。特に問題とされているのは、専門とするプロ集団による密漁である。これらの密漁を防止するため、漁業者は「漁場は自分たちで守ろう」という意識をもって、操業後、当番制による海上パトロールを実施。漁場の監視をしている。

本県の沼島漁協も例外ではない。沼島周辺の海域は、磯資源に恵まれ、冬にはマダイの大群が越冬する海域として知られている。そのほか季節ごとに回遊魚も数多く、古くから同漁協は沈船魚礁づくりを行うなど、積極的な漁場造成の取り組みで好漁場となっている。漁業操業においても、場所や時間等を漁業種別別に協議決定し、水産資源の確保に極力つとめている。

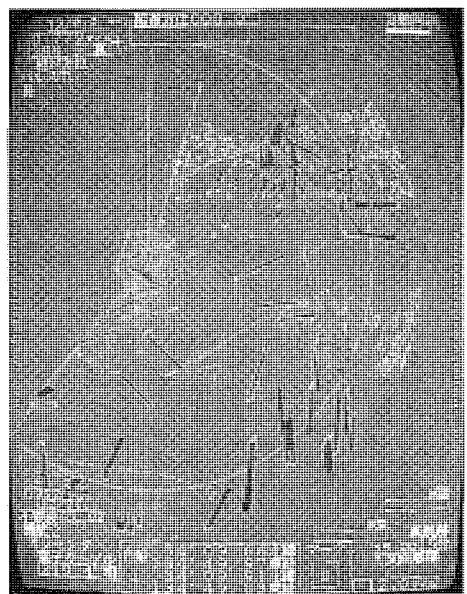
このように、漁協と組合員の一体努力に相反して、数年前から四国、和歌山方面からの密漁船が夜間、頻繁に出没。底曳網でマダイをこっそり取っていくほか、潜水による密漁も多くアワビ、サザエなどを標的にし、被害が相次いでいる。毎晩、組合員の夜間海上パトロールの努力にもかかわらず、漁場侵犯が増加しており、昨年の警告件数は底曳網漁船三十件、潜り漁の漁船四十二件にも、のぼるといふ。底曳網でタイの大群をあてれば一晩に三百万円の水揚げが可能ならぬだけに、単純計算をしても組合の被害額は年間一億円を下らない。

このため、取締まり体制の一層の強化が必要となった沼島漁協では、密漁防止の効果的な自衛策として、平成四年八月に総工費約二千九百万円の事業費で島東岸を見渡すことのできる山の斜面に、監視レーダーを設置した。監視範囲は、北は和歌山県・友ヶ島、南は徳島県阿南市に至る紀伊水道の北部一帯で沼島周辺海域はほとんど監視のクリアーができる状態。レーダー施設から約一千七百メートル離れた場所には光ケーブルで結ばれた監視小屋を建て、ここで夜間による密漁船の監視を今までと同じように毎晩、組合員が交代で行う。不審な船が海域に現れれば、パトロール船が緊急に出動する体制である。

今こそ、漁業者が密漁根絶に向けて、一致団結する絶好の機会である。



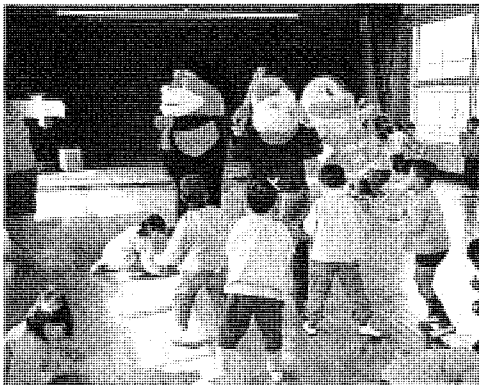
監視小屋
(組合員が交代で夜間の不審船を監視)



2種類のレンジが選択可能で画像のカラーコピーもできる最新システムで、その状況が瞬時に記録される

TOPICS

のり消費拡大 キャンペーン 節分祭を実施



二月三日の節分の日には、恵方（今年は南南東）に向かって巻き寿司を食べるとその年には幸福がまわってくるという言い習わしがあります。県漁連播磨支所ではこの機会に二月二日、三日の両日「兵庫のり」のおいしさや栄養をアピールすることを目的に、のり消費拡大キャンペーンを実施しました。今年で六年目を迎えたこのキャンペーンは、二日に高砂市内三カ所、三日に姫路市内二カ所の幼稚園を訪問。ぬいぐるみによる劇や豆まき等をして、園児達に楽しい一日を提供することが出来ました。

先ず最初に、ぬいぐるみのお魚博士達が登場すると園児達は大喜び。博士による「魚に

は牛乳に負けないぐらいの栄養があつて健康によいのじゃぞ。」などの楽しい解説に真剣に聞き入り、「のりはどこでとれるのかな。」などの質問には元氣よく答え、楽しい雰囲気の中、劇を見ていました。

劇が終わると次は豆まきです。鬼のテーマソングにのり赤鬼、青鬼が登場するとそれまでの楽しい雰囲気から一転、鬼にいらまれた園児達が逃げ回る一幕もありました。しかし司会者の「みんなの心の中にある弱い鬼を追い出しましょう。」という合図に豆まきが始まると園児は大はしゃぎで豆を投げつけ鬼を降参させました。

「悪い鬼達はいい鬼になりました。」と司会者が告げると、鬼に駆けよって握手をするほほえましい場面もありました。終了時にはいい鬼から寿司のりや鬼の面のセットと風船を配布しました。

今後も趣向をこらし魚食普及キャンペーンを実施していきたいと思えます。

節分祭 除災招福祈願祭 家島町宮浦神社

二月二日、一年の病難厄除けを祈願する節分祭・除災招福祈願祭が家島町の宮浦神社において行われました。

家島町には、家島神社、宮浦神社、真浦神社、それに恵美酒神社がありますが、今回訪問したのは、宮地区にある宮浦神社。近江の国から流されてきた僧の夢枕に、故郷の白髭さまが現れたことから社を建立したという伝説があり、元慶七年（八八三年）に建立され



た由緒ある神社です。ご祭神は白髭さまこと猿田彦神（さるたひこのかみ）、お伊勢さまこと天照皇大神（あまてらすめのおおかみ）、春日さまこと武甕槌神（たけみかづちのかみ）、住吉さまこと底筒男神（そこつつのおのかみ）の四神をお祭りし、氏子数は三千人を数えるそうです。神社のお祭りには夏祭（獅子舞い）、秋祭り（みこし）、節分祭とがあり、特に、壇尻船で獅子を舞わしながら海上を渡る夏祭りは勇壮なお祭りです。

節分祭は従来はご祈禱と豆まきだけのこじんまりとしたお祭りだったそうです。しかし、神社のお祭りを盛り上げるため、また、のりの消費普及宣伝も図るため、宮こうし（神社の世話役）を務めるのり生産者の発案で、六、七年前からのりも配られました。のりが配られ出してから、年々参拝者の数も増え、今年の参拝者数は小中学生、女性を中心に四百名を超え、境内からあふれるほどになりました。奉納される品々も増え、今年には五人ののり生産者から奉納された約二万枚の焼のり、味付のりなどを始め、菓子、野菜、パン、カップラーメンなど多種多様に。これらの品々は宮司、宮こうし、年男、年女によって、境内に特設された舞台の上から「鬼は外、福は内」の掛け声とともに撒かれ、参拝者の争って奪い合う歓声が境内に響き渡っていました。その迫力には、鬼も退散せざるを得なかったことでしょう。

漁海況情報

兵庫県立水産試験場

海況

概況 気温の低下に伴い、水温は急速に低下しているが、依然として平年より〇・五℃程度高い値を示しており、灘中央部では十℃を上回る箇所も見られる。塩分はほぼ平年並の値となっている。播磨灘全域で大型珪藻が、北部沿岸域で大型および小型珪藻が多く見られ、特に北西部沿岸海域で栄養塩濃度が極端に低下している。灘中央部から南部にかけては栄養塩が多く残っていることから、今後大型珪藻が灘全域で更に増殖する可能性がある。栄養塩濃度の低下とそれに伴うノリの「色落ち」が懸念されるので、ノリ養殖業者等関係者は注意を要する。

水温 急激な冷え込みにより水温低下は幾分速くなっているが、播磨灘中層平均水温は依然として平年値を〇・五℃上回っている。灘中央部および明石海峡付近で十℃を上回る箇所がある。

透明度 播磨灘平均値は先月とほぼ同様の値を示しているが、北部沿岸ではプランクトンの発生により若干低下している。南部海域では10m以上の高い値を示している。

プランクトン 灘全域に大型珪藻コシノディスクが多く見られ、今後更に増殖する可能性がある。北部沿岸ではこれに加え小型珪藻のスケルトネマやタラシオシラ等が多く発生している。

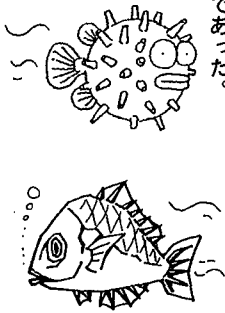
栄養塩 播磨灘北西部沿岸で、珪藻の増殖に伴う極端な濃度低下が見られる。灘中央部から南部にかけては高いレベルにあるが、今後大型珪藻等の増殖により急激に減少すると思われる。

漁況

小型底曳網 明石海峡周辺を主漁場とする小型底曳網（ちん漕）では、メイタガレイ、アナゴ、マダコ、イイダコなどが主に漁獲されている。今月に入ってマダコの漁獲が少なくなったが、イイダコの漁獲が順調である。一方、板曳網ではアナゴ、キスなどが主に漁獲されている。また、紀伊水道北部の漁場では、カワハギの漁獲が多くみられる。

一本釣・曳縄釣 明石海峡及びその周辺海域では、タチウオ、メバル、アイナメなどが主に漁獲されている。タチウオの漁獲が依然として多く、漁獲物は先月とそれほど変わっていない。今後、タチウオの漁獲が減少し、代わってアイナメ、スズキ等の漁獲が増加すると思われる。

船曳網 イカナゴのフルセ漁は、播磨灘では一月二十日から始まった。イカナゴの産卵盛期は、十二月二十三、二十四日前後と推測され、昨年よりも早く、ほぼ平年並の時期であった。



海区漁業調整委員会だより

三月一日

第二二五回兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会を県中央労働センターで開催

- 一、兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について（諮問）
- 二、兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について（諮問）
- 共同・区画漁業の漁場計画案について審議し、公聴会を開催することとした。
- 三、公聴会開催日等の決定について

公聴会を平成五年三月二十二日神戸市（県中央労働センター）で開催することに決定。

四、第三十三回岡山・兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の結果について

二月九日岡山市内で開催の連合海区委員会で、各種漁業の出入協定は従来どおり締結されたことを報告、了承された。

「委員協議会」

- 一、瀬戸内海東部のサワラ資源の現状について県立水産試験場長から報告の後、質疑応答がなされた。
- 二、その他

平成五年度播磨灘

及び小豆島北部海域における網口開板及び戦車マンガ漁業操業協定については次回委員会で審議することとした。

二月二十三日

第三二九回但馬海区漁業調整委員会を但馬水産事務所会議室で開催

一、但馬海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について（諮問）

二、但馬海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について（諮問）

一、二の議案について審議の結果、原案どおり了承され、公聴会にはかることになりました。

三、公聴会開催の日時、場所、事案等について公聴会を次のとおり開催することに決定されました。

- (一) 期日 平成五年三月二十二日（月曜日）
- (二) 時間 十三時四十分から十四時十分まで
- (三) 場所 兵庫県但馬水産事務所会議室
- (四) 案件 一、但馬海区における共同漁業の免許の内容となるべき事項等について

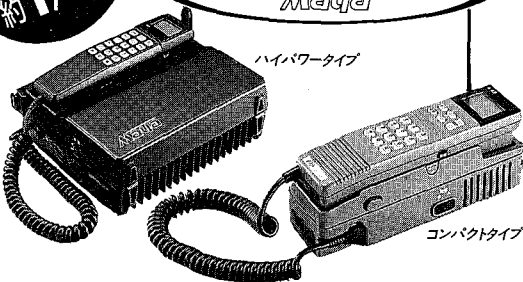
二、但馬海区における区画漁業の免許の内容となるべき事項等について

料金が断然安い!



通話料金は
船中電話の
約1/3

マリネットフォン
Maya



操業をより安全に、情報交換をより正確に!

マリネットフォンは多彩な機能で操業をバックアップします。

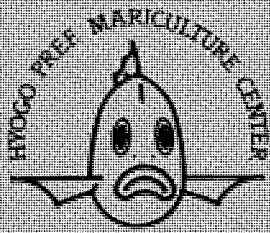
- 海の110番が利用できます
- グループ通話が可能
- 無線従事者の配置が不要
- 全国のNTT加入電話と通話ができます

ハイパワータイプは、市販のコードレス電話やファクシミリ等と接続できます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

関西マリネット株式会社

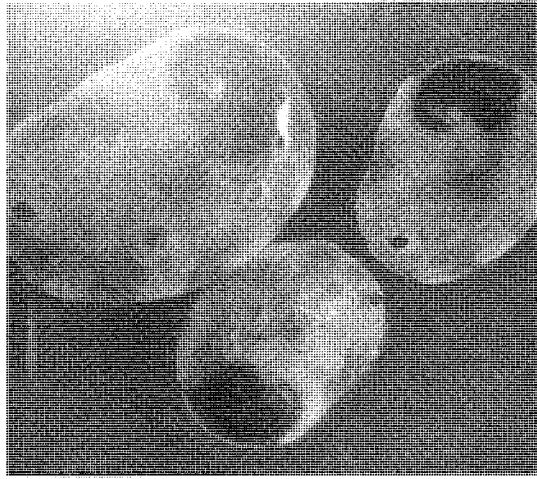
本社：神戸市中央区港島中町6丁目9番1 神戸国際交流会館7F 〒650
大阪営業所：大阪市北区中之島3-6-32 タイビル3F 〒530

お問い合わせ・お申し込みは ☎0120-303-245 までお気軽にどうぞ。



栽培漁業センターです

54



一年で最も寒い季節なり、屋外水槽で培養している植物プランクトンのナンノクロロプシスの培養水温が4℃と低くなってきた。マコガレイの種苗生産事業は一月六日より開始している。「左ヒラメに右カレイ」と言われるように、カレイと言えば目が右側であり、平たい形をして、底で生活していると思われがちだが、この様な形になるのは大きくなってからである。卵からふ化すると普通の魚と同様に左右対照に目があり、浮遊しながら生活する。全長10mmくらいに成長すると目がだんだん移動してゆき、片側に寄ってしまふ。この時期に体の形態が大きく変化するので、稚魚にとっては最もデリケートで、重要な時期である。この期間中の飼育の善し悪しで、生残率がずいぶん違ってくる。現在飼育中のマコガレイもこの変態が始まり、稚魚が着底し始めてきた。また、餌料の栄養価を高め

るため、動物プランクトン(シオミズボウムシ・アルテミア)の栄養強化を行って給餌している。稚魚のお腹は摂餌したアルテミアが一杯入って、まっ赤に膨れ上がり、まるで昼寝でもするかのようになり、気持ち良さそうに底に張りついている。

一方、十一月月上旬に採卵したクロアワビは現在殻長約3mmに成長し、約八万個を飼育している。稚貝の間は、水槽内に入れてある波板に付着している珪藻類を食べて大きくなっていく。今後、殻長約5mmになると、波板から剥離して海藻を餌料として飼育して行く予定である。



(兵裁協 吉岡)

普及員だより

イカの話

但馬といえば日本海、日本海といえば、水産業に關係する者として「マツバガニ」と「イカ」が連想されます。そこで、今回は「イカ」についての諸々の話を披露しようと思ひます。

イカの種類は世界に約四百五十種類ありますが、但馬でよく見られる主なイカはスルメイカ、ケンサキイカ、ブドウイカ(シロイカ)、ソデイカ(アカイカ)、ホタルイカ、アオリイカ等です。

このうち、スルメイカは一年魚で、毎年、日本列島沿岸に沿って北上南下を繰り返す習性をもっており、特に日本海の沖合全域で多く漁獲されています。

但馬での昭和五十七年から平成三年までの十年間のスルメイカの漁獲量を調べると、一年間の漁獲量は二千八百三十九トン(九千六百四十九トン(平均六千八百トン)と推移し大きい変動がみられますが、この五年間では五千五百九十九トン、六千四百九十六トンの幅で推移しており、平成三年の漁獲量は五千八百七十七トン、漁獲高で約二十億三千万円であつて但馬地域の総漁獲量に対して二十四・六%、同じく総漁獲高に対して十五・八%の割合をそれぞれ占めています。

漁法は異なりますが、世界的な漁場としてはニュージーランド周辺海域、大西洋中西部海域、アルゼンチン・フォークランド周辺海域、アフリカ西岸沖合海域が有名です。

ある調査によりますと、イカは日本の家庭での魚介類消費量の第一位を占め、日本全体では生鮮用と加工用を含め一年間で四十万トン(四十五万トン)が消費されています。

しかしながら、イカの価格形成が世界市場でなされているため、国内の在庫増加による産地水揚げ価格は低落することが生産者の頭の痛いところでしょう。

さて、最近、魚類の栄養価について世論が高まっておりますが、イカもその例にもれません。

イカには「タウリン」といって悪玉コレステロールを体内から消し去る物質が含まれているほか、カルシウム、ビタミンB群が豊富でもあります。最近の食生活では「高タンパク、低カロリー、低脂肪、コレステロール防止」といったことが強調される機会が多く、この面でもイカは手頃なヘルシー・フードといえそうです。

また、イカは惣菜の王様と評されており、料理の活用方法においてバラエティに富んでいます。ちょっと変わった例をあげますと、「たたき」「いか飯」「粕漬」「このわた和え」「いか蒲鉾」「しゃぶしゃぶ」「醤油漬」「いか徳利」「麹漬」「いかキムチ」「いかのサンドウィッチ」等、数えれば限りがありません。

新鮮で手頃で安いイカをおおいに食べましょう!これが本稿の結論でしょうか?

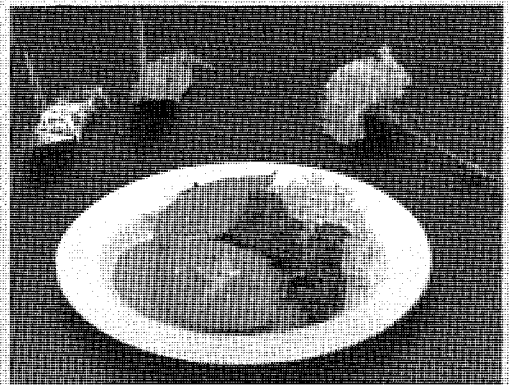
なお、但馬の竹野浜漁協婦人部において、昨秋以来、イカの麹漬加工(平成四年度漁村婦人加工実践活動事業)についての検討をさせていただいておりますが、近々、その結果が楽しみですので大変楽しみにしているところです。(但馬水産事務所)

◆材料◆ (4人分)

さば(中)	1尾	マヨネーズ	大さじ2
玉ねぎ	100g	醤油	大さじ1
パン粉	カップ1/2	サラダ油	大さじ2
小麦粉	大さじ2	こしょう	少量

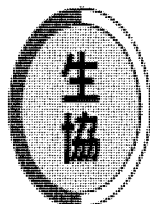
◆作り方◆
 ①さばは、三枚におろし腹骨をすき取り血合、骨を抜き、頭の方から皮をはぎ取りニセンチ角位に切ってフリーズドライにかけます。
 ②さばが粗いひき肉状になったら、粗く切った玉ねぎを加えてさらに細かくしてボールに移す。
 ③②にパン粉・卵・小麦粉を加えて混ぜ、マヨネーズ・醤油を大さじ一・こしょう少々で味をつけ、よく練り混ぜ四等分して小判形にまとめる。
 ④フライパンに油を熱して③を入れて約一分間焼き、こんがりとし焼き色がついたら裏返し、ふたをして火を弱めさらに四〜五分間焼く。

●さばの和風ハンバーグ●

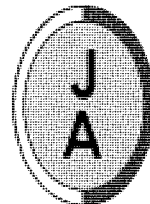


浅野清雄協賛人部アイデア料理

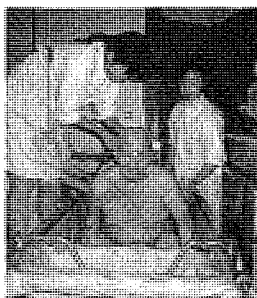
旬の美味しい話 ⑤



兵庫JCC通信
 今、JA・生協では



地域の福祉向上への貢献が認められる
 「にじの会」が福祉活動奨励賞受賞



入浴サービスのようす
 このボラ

地域の社会福祉向上のために熱意あるボランティア活動を続けている団体を表彰する「第三回福祉活動奨励賞」(読売新聞社、読売光と愛の事業団主催)が、神戸西部地域入浴サービス実施委員会「にじの会」(不動博会長)に贈られ、一月二十七日(土)、県庁で表彰式がありました。

この「にじの会」は、神戸医療生協・協同病院(神戸市長田区)が事務局になって、協同病院の主婦ボランティアを中心に現在五十五人の会員が、お年寄りや障害者の入浴の手助けをしているボランティア団体です。

ボランティア作りのきっかけになったのが、同病院の訪問看護による寝たきり老人のビニールプールでの入浴で、今から十一年前の昭和五十七年のこと。この入浴サービスが始まった当時は、寝たきり老人が入浴することはおおよそ不可能だと思われていました。しかし、神戸医療生協の訪問看護や往診をとおして、お風呂に入りたいと思う寝たきりの人の人間らしい当然の思いと、お風呂に入りたいという病院側の思いが一緒になったことでこの活動が実現し、今日まで、主婦層中心のボランティアが熱心に活動を続けています。

事務局を担当する神戸医療生協のケースワーカー、岸本さんは「今後ますます高齢化が深刻化するなかで、お年寄りや寝たきりの人たちが住み続けられる街づくりが必要だと思います。私達が、その一翼を担えたらと考えています」と語っています。

加西市の新ブランド米
 「根日女のかがやき」

加西市ではこのほど、新しいブランド米「根日女(ねひめ)のかがやき」の販売をスタートしました。

このお米、品種はJAかさしいが昨年からは市内で作付けを推進している「キヌヒカリ」で、食味がよい上に、倒れにくく病害虫に強いのが特徴。さらに早生(わせ)種であることから、稲作労働の分散化や農機具、農地の効率利用ができるという利点もあります。

平成四年度は、市内で約十五ヘクタールを栽培。今年度は約五十ヘクタールに作付けを増やし、JAの育苗センターやカントリーエレベーター(収穫した米を大量に乾燥・調製・貯蔵する施設)によって品質の均一化をはかることにしています。

ブランド名の「根日女」は、市内にある玉丘古墳に眠る古代の女性で、その輝くばかりの美しさと純粋さから、顕宗、仁賢両天皇の寵愛を



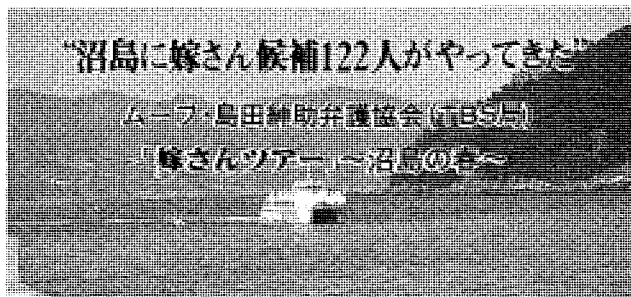
新しいブランド米
 「根日女のかがやき」

愛けたとされており、古くから市民に親しまれています。

パッケージには、たわなに実った穂と根日女をイメージしたデザインが印刷され、十キロ袋入りが五千二百円。販売は、今のところ市内が中心ですが、ふるさと産品として市外への宅配も検討されています。

ズーム

テレビ局が沼島を訪問



「嫁に來ないか」のアプローチに

全国六百二十八人の独身女性が応募

瀬戸内海・淡路島から南へ約四キロ、人口わずか八百三十人の小さな島・沼島で、今年に入って島民をヤキモキさせる騒動が起きました。

事の起こりは深刻な嫁不足。沼島は世帯のほとんどが漁業を営み、独身五十二人の男性に対して、独身女性はたったの三人。そこで沼島漁協青年部では四年程前より島に里帰りする独身女性や島以外の独身女性との交流会など積極的な「嫁さん捕獲作戦」を展開していましたが、嫁不足はなかなか解消されませんでした。これまでサンテレビの番組などで花嫁問題が取りあげられたことはありましたが、特に朝日グラフの雑誌には「嫁さん、こないか」と紹介。これを見逃さずにいたTBSテレビのディレクターから「ムー

ブ・島田紳助弁護協会」(水曜日七時)で沼島の嫁不足を解消する集団見合いの番組企画の出演依頼が舞い込んできたというわけです。

沼島の独身男性の代表として番組に出演した中元靖さん(32)は、「沼島というだけで淡路島の人にも敬遠される」と嘆く一方、番組では、漁師といっても昔のような3K職場とは一転して「漁」に出るのは週に三日か四日。平均年収は一千万円以上、その上「美しい海に囲まれた沼島は子育てをするには抜群の環境」

「一人前の漁師は家を建て、両親と別居で嫁姑問題がない」と二月二十七日の放送で沼島の独身男性をPRしお見合い希望者を募集しました。なんと全国六百二十八通の応募があり、TBSテレビの番組担当ディレクターも「これほど応募があるとは思いませんでした。全国で説明会と個人面談を行い、本当に結婚する意志のある人百二十二人に絞りました。」



不況ムードの続く時代の中で、生活力と実行力があり、無口だけれど家族を大切にす暖かみのある海の男が見直されたということでしょうか。こうして選考をパスしたOLを中心とする一九〜五十三歳の女性百二十二人と、沼島漁協青年部員ら十九〜四十六歳の三十五人のお見合いの日が近づいてきました。

春の風にはためく、海の大漁旗
今年の沼島の春は、いつもより暖か

「嫁さんツアー」は、大安吉日二月二十日〜二十一日の二泊三日。神戸港でチャーター船に乗り込んだ花嫁さん候補は午後二時過ぎ沼島へ到着。迎える側は、着慣れぬスーツ姿に緊張気味の花婿候補。色とりどりの大漁旗を掲げた漁船の群れ。埠頭には鈴なりの見物人。そして花火と小学生の鼓笛隊による賑やかな歓迎セレモニーが開かれました。

お見合いは『ねるとん方式』。沼島小学校のグラウンドで緊張のご対面の後は、たい・ひらめ・あじ・はも・さざえ・えびの六グループに分かれ、漁船に乗り込み島めぐりをしたり、島内を散策したりフリータイム。普段は無口な漁師さんも「女性と知り合うチャンスが少ないので参加しました。手ごたえがあれば、積極的にアタクします」と話していました。女性陣の方も「沼島の自然にあこがれてきました。都会より子供を育てるのがいいと思います。価値観の同じ人を探りたいです」両者とも恋人をつくるのではなく結婚相手を探すためのツアーとあって和やかななかにも表情は真剣そのもの。沼島漁協組合長の青石協さんは「二〜三組のカップルでも誕生してくれば…」と期待を寄せていました。

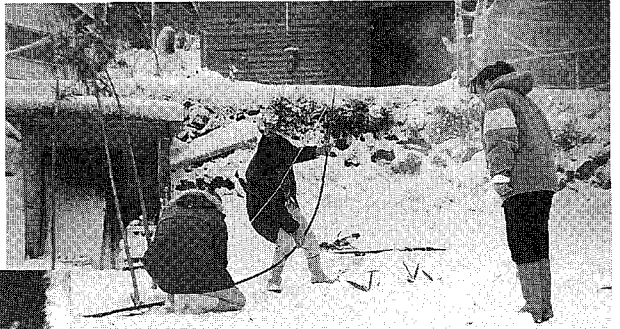


男女が一对で四十五秒ずつ話すお見合い回転寿司でチェックしたあと、夜にはアジやサザエが並んだ空前絶後の大宴会で最終チェック。男性一対女性四のアンバランスのため女性陣は必死。人気のある男性の周りでは激しい視線の応酬がありました。

「沼島の男性は、都会の同世代に比べるとしつかりしているし、『おれが家を継がなければ』という責任感と、仕事に対する自信と誇りに満ち溢れていました」と海の男たちの人気は上々。翌日の告白タイムでは、次々にOKの返事をもらい結局三十組のカップルが誕生しました。「三十組もカップルができるなんて誰も考えていませんでした。みんなの話を聞いていると十組くらいは結婚までまとまりそうな勢いですね」と、現在、大阪の二十二歳のOLと交際している最も人気男だった神辺武さん(28)。確かなことは、沼島漁協青年部の率直な願いと努力が沼島に春を運んできたということです。

●サンテレビの

こちら 海です



弓を作っているのを見ている
レポーターの斎藤律江



3人の射手が弓をひく
“百手の儀式”の様子

Ritsue Saito

'93.2月21日放送
(第804回)

ロケだより

～伝統に生きる～

百手の儀式

～城崎郡香住町より～

平家の伝説は、壇ノ浦で滅亡してから八百年たった今も全国各地で語り伝えられています。城崎郡の香住町にも御崎・鏡の浦・丹生浦・無南垣等いくつかの平家伝説の地がありますが、時を経た今、半ば風化してしまつた所も少なくありません。その中で御崎は平清盛の弟・門脇宰相教盛と伊賀平内左衛門家長・矢引六郎左衛門の三人の武将と四人の従者が落ち延びて住みついた所と云われています。そして人里離れたこの地で一族の再興を夢見て武芸を磨いたのが、今も伝えられる「百手の儀式」の始まり。源氏に見立てた印に百一本の矢を射るところから「百手の儀式」と呼ばれるようになったので

余部の鉄橋を後に、伊笹岬の突端に向って切り立った崖を見ながら車を走らせること五分、現在二十一戸の御崎の集落が見えてきます。取材に出掛けたのは一月二十六・二十七・二十八・二十九日の四日間。二十六・二十七は春を思わせる暖い日和。海に出られるのは十日に一度と云うことも僅ある冬なのに、なんと二十七日には定置網漁に。穏やかと云っても大きなうねりは船よりも高く、それでも漁師さんからは「あんたらはツイと」と、朝早い船に乗せてもらいました。カモメの群れで「今日もイワシが沢山おるな」の言葉通りワンサカのイワシ。「プリおらんかネエ」と期待して網場を見守ると、この日は九・五キロのを筆頭に七本のプリ。(前日は二十一本入っていらそいです)それにマルゴ・イワシはコンテナ山盛りでわずか六百円程、安いナァーと驚いていたら、何の何の本当に安い日は二百円～三百円だとか。なんで美味しいイワシがこんなに安いのか。「全部買って神戸で売しよか」思わずスタッフからは冗談が。午後からの岩のり摘みも天気に恵まれ順調。岩のり摘みに出掛けたのは、御崎への道の中程。昭和四十五年に車の通れる現在の道が出来るまで、海からの生活道路だった急坂を下りた岩場。書けば急坂とたった二文字ですが、そ

れはそれはアゴが出そうな曲りくねつた、一人一人がやっと通れる程の道。下を見れば「笑ってる場合じゃナイ」。崖でもこの南斜面は暖いのか、五月頃にしか咲かないと云う「平家かぶら」の黄色い花をそして水仙・椿・落の木の木もなしに春近しの風情。良い運動の後、御一緒して戴いた元区長の岡辻さんが開いたおそば屋さんでそばを。その名も「平家そば」。岡辻さんが「村おこし」になればと手作りの店で手作りのそばを出す小さなお店。息子さん夫婦が中心となつて商いをしてこの店には、素朴な人柄をそのままそばにしたような味に、ファンも多く、遠くからも食べに来られます。

「百手の儀式」は雪が降る。こんな暖いのにと思いつながら空を見ると白いものが落ちて来ます。でも本当に積もる程に降るのかナと半信半疑で迎えた翌朝。真っ白な雪が二十センチ。この雪の中、弓と矢の準備をして、午後四時には「控え、控え、脇に寄れ」と、三人の射手が矢を持つ少年達二十名程の行列が、坂道をゆくりと平坂神社へ。樹齢数百年と思われる大イチョウの木に印を立て、羽織袴の三人の射手が順番に百一本の矢を射ます。その距離は三メートル程。昔は十六歳ぐらいまでの少年が中心でしたが、段々と年頃の少年が減り、今は青年部が中心に行っています。彼等の悩みは御崎と云うと昔の辺鄙な所と云うイメージがあり、仲々結婚する相手が見つからないこと。でも彼等は「この土地を離れよう」としない。朝日と夕日が拝めて自然が一杯で、今では香住まで出ても五分のこんな良い所を捨てられるかと、ほとんどの人が言うのも頷ける良さが御崎にはいっぱいあります。もうすぐ春、御崎へ通じる道の桜並木は見事。御崎の青年達の所へ、桜吹雪をくぐって花嫁さんが。そう願いたくなつた雪の御崎に伝統を守り暮らし心を見つけたような気持ちになります。

1993年3月10日発行 通巻437号
昭和32年10月18日 第3種郵便物認可

発行人 兵 兵庫漁業協同組合連合会

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会
(財)兵庫県水産振興基金

〒652 神戸市兵庫区中之島2-2-1

TEL 652-3424
FAX 671-6635

定価80円(本体78円)